

平成 27年 7月 29日 株式会社日本政策金融公庫

## 「平成27年台風第11号による被害を受けられた漁業者等の皆さまの相談窓口」を設置しました

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)農林水産事業は、7月28日付けで「平成27年台風第11号による被害を受けられた漁業者等の皆さまの相談窓口」を以下のとおり設置しました。本災害による被害を受けられた漁業者等の皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

相談窓口	お問い合わせ先		
本店農林水産事業本部	フリーコール 住 所	0120-926478 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	

なお、高松支店農林水産事業においては、「平成27年台風11号による被害を受けられた農林 漁業者等の皆さまの相談窓口」を7月21日付けで既に設置しています。

日本公庫は、本災害による影響を受けられた漁業者等の皆さまを対象に、公庫資金のご融資やご返済に関する相談に政策金融機関として円滑、迅速かつきめ細やかな対応を行っていきます。

## 【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち (※1)	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率(※2)
農林漁業施設資金(災害復旧施設)	災害を原因とする農業施設 の被害の復旧に必要な資 金	負担額の 80%又は 1 施 設当たり 300 万円(特例 1 施設当たり600 万円(※ 3))のいずれか低い額	15 年以内 (3 年以内)	0.65%以内
農林漁業 セーフティネット資金 (災害)	災害を原因とする売上や所得の減少など一定の要件を満たす農林漁業者の方が、 経営の安定を図るために必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】(※4) 年間経営費等の 3/12以内	10 年以内 (3 年以内)	0.45%以内

- ※1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。
- ※2 利率は平成27年7月29日現在のものです。金利情勢により変動します。
- ※3 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。
- ※4 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。